

家事や育児に困ったときの子育てヘルプ!

妊娠期や子育て家庭の親子の健康を守り、安心して子育てができるよう
家事や育児をサポートする訪問支援員(ヘルパー)を派遣します。



子育て世帯訪問支援事業

支援内容

家事支援

- ・食事の準備及び後片付け
- ・衣類の洗濯
- ・居室の掃除及び整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・その他の家事支援



育児支援

- ・授乳の準備及び後片付け
- ・沐浴補助、おむつ交換補助
- ・病院受診の同行
- ・家事や育児等に関する相談を聞くこと
(訪問支援員からの助言等は含まない)
- ・子育て機関や遊び場の情報提供

対象者

四国中央市に住所がある妊婦または18歳までのこどもがいる世帯が対象です。

妊娠中、体調不良や
出産前で家事が
困難である



養育者が病気等で
体調不良のため
家事や育児が
困難である



親族等から
家事や育児の
支援を受けられない

こどもが日常
家族のケアなどを
行っている

ご利用料金 & ご利用方法

区分	利用負担額	利用回数
生活保護世帯	無料	年度内20回
上記以外の世帯	250円(1時間あたり)	

※1日の利用時間は2時間までとなります

妊産婦の方は母子健康手帳の交付を受けた日からこどもが満1歳になるまでの間20回利用できます

01 相談・申し込み

事前に申請が必要です。ご利用の際は
こども家庭センターまでご連絡ください。

申請書にご記入いただき、その後市から
委託先事業所に確認し、訪問支援員
(ヘルパー)派遣の手続きを行います。

審査後、決定通知書をご自宅へお送り
いたします。

02 利用

決定通知書送付後、事業所の連絡先
をお伝えしますので、ご利用者様から
直接事業所へご連絡ください。

事業所との契約後、利用開始となりま
す。利用日時については、ご利用者様
が事業所と相談の上、決定してくださ
い。

03 支払い

ご利用後は訪問支援員(ヘルパー)へ
直接、料金をお支払いください。

※生活必需品の買い物やその他の
援助を行う際には、移動にかかる
交通費の負担が必要です。

注意事項

- 利用日時の変更やキャンセルは、利用前日の17時までに事業所へ直接ご連絡ください。
※利用前日の17時までにご連絡した場合、キャンセル料はかかりません。
※前日17時以降にキャンセルした場合、1,000円のキャンセル料が発生します。
- 生活必需品の買い物やその他の支援を行う際には、移動にかかる交通費の負担が必要です。
- 事業をご利用する際、家事支援・育児支援は基本、養育者(保護者)が家に居ることが条件となります。



お申し込み
お問い合わせ

四国中央市 こども家庭センター(こども家庭課内) ☎0896(28)6027

四国中央市三島宮川4-6-55 四国中央市役所2階南側フロア

受付時間: 平日(月曜日~金曜日)8時30分~17時15分 ※祝日・年末年始除く